

(平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた
保護費の追加給付に係る申出書)

米沢市福祉事務所長 殿

[illegible]

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に係る申出について、下記の者を代理人に定めて、申出書作成・提出及び添付書類の提出を委任します。

記

代理人住所

代理人氏名 印

代理人電話番号

※ 代理人に係る証明書類 ((1) と (2) の両方)

(1) 身分証明書類

: マイナンバーカードの写し（顔写真の面のみ）、運転免許証の写し（裏書があれば裏面も必要）、在留カードの写し等の内、いずれか一つの身分証明書

(2) その他の書類

- ・ 世帯員及び親族：委任者との関係性が分かる戸籍謄本
- ・ 施設等の職員：職員であることが分かる書類

※尚、法定代理人の方は本状不要になりますが、「身分証明書類」及び、法定代理人を示す「登記事項証明書」が必要となります。